

成田市都市公園等ネーミングライツ・パートナー募集要項 (京成成田駅東口ポケットパーク)

1. 募集の目的

成田市（以下「本市」という。）では、新たな財源を確保することにより、施設の継続的な運営及び市民サービスの向上を図ることを目的として、対価を払い、京成成田駅東口ポケットパークの愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を取得することができるネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2. ネーミングライツ募集の対象施設

(1) 対象施設及び所在地

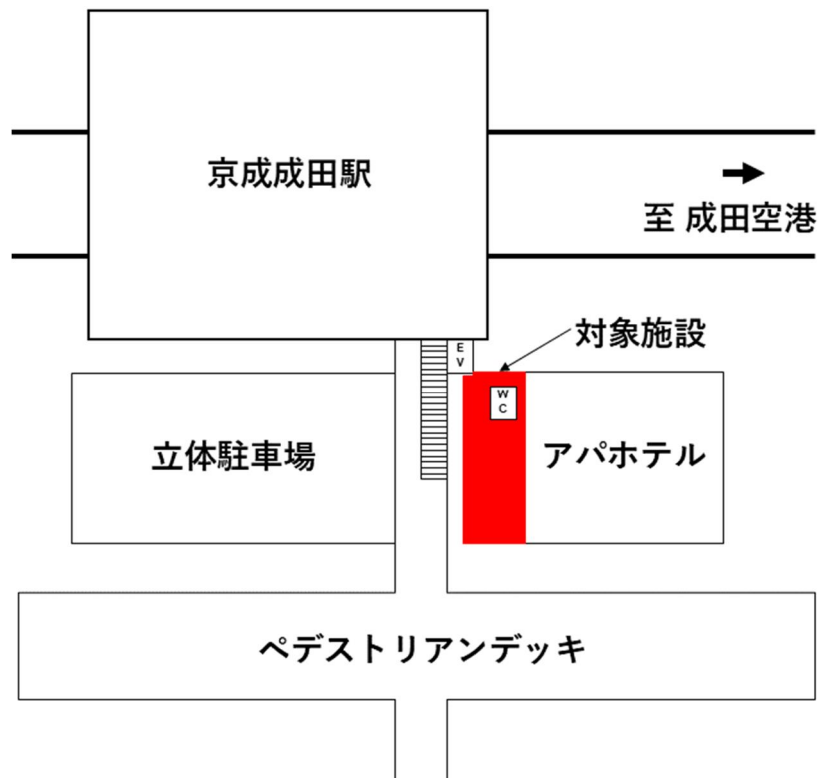
施設名	所在地
京成成田駅東口ポケットパーク	花崎町 910 番地

(2) 施設概要等

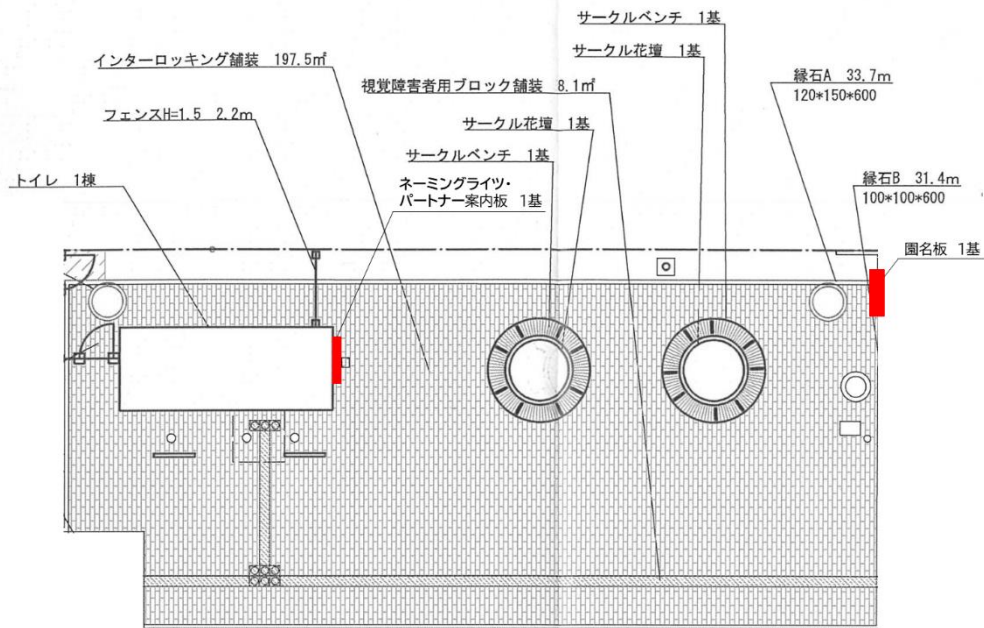
主要施設：円形ベンチ×2台，トイレ

交通：京成成田駅隣接

付近略図



平面図



(3) 契約期間 5年以上（最長10年間）

審査項目となっているため、審査の際に評価します。

※契約期間終了後、引き続き契約を希望する場合には優先交渉権が与えられます。

(4) 命名権料

最低申込金額は、以下のとおりとします。また、申込金額については、審査項目となっているため、審査の際に評価します。

・申込金額：年額 66 万円以上（消費税及び地方消費税含む。）

3. 愛称付与の範囲

- (1) 京成成田駅東口ポケットパークの愛称として、施設名の前に企業名、商品名等を冠した愛称（メッセージは、含めることができません。）とすることができます。

例:○○○京成成田駅東口ポケットパーク

○○○ポケットパーク

- (2) 愛称は、市民や施設利用者に理解しやすい愛称としてください。
- (3) 愛称には、企業ロゴ等、文字で表示することが難しいと考えられる図又はイラスト等は使用することができません。ただし、パートナーの負担により印刷する印刷物・看板等に企業ロゴ等を表記することを妨げるものではありません。
- (4) 愛称については、知的財産権その他第三者の有する権利を侵害するもの

は使用できません。

- (5) 応募する愛称が、市民や施設利用者の混乱を招くおそれや、施設利用上支障となるおそれがある場合は、愛称の変更を求めることがあります。
- (6) 成田市広告掲載要綱第3条第1項に該当する愛称及び同条第2項に規定する成田市広告掲載基準に基づき不適合とされるものは使用できません。
- (7) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、合併等による商号の変更などやむを得ない場合は除きます。その場合、愛称看板の変更等に係る経費については、全てパートナーの負担となります。
- (8) 愛称の付与は、6. ネーミングライツ・パートナーの特典に記載のあるものにのみ適用し、国等への報告書、申請書、契約書等の公文書については、原則、「京成成田駅東口ポケットパーク」の名称を使用します。
- (9) ネーミングライツは愛称の付与を目的としたものであり、施設の所有権、運営方針、経営等に影響を与えるものではありません。
- (10) ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。
- (11) ネーミングライツに対する商標登録は原則、認めないこととします。ただし、やむを得ない理由がある場合は、本市とパートナーで協議の上、決定します。

4. 愛称の使用開始時期

愛称の使用開始時期については、令和7年10月1日を予定しています。ただし、本市とパートナーとの協議により変更することがあります。

5. 命名権料の支払い時期

命名権料の支払は、契約期間（愛称の使用期間）の最初の月の末日までに、年間の命名権料の一括支払いを原則とし、毎年支払を行うことを基本としていますが、本市とパートナーとの協議により、支払時期、支払方法（年額を半期毎に分割等）を決定することができます。また、決定した支払方法、納期限等については、契約書において定めます。

6. ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 園名板での愛称名表示

※園名板の設置は本市の負担で行います。

- (2) パートナー案内板での広告（最大A0判）掲示

※京成成田駅東口ポケットパーク内のトイレの壁面に案内板を設置します。場所の詳細は2.（2）施設概要等の平面図をご覧ください。

※千葉県屋外広告物条例、成田市広告掲載要綱及び成田市広告掲載基準を満たした内容となります。なお、成田市手数料条例に基づく屋外広告物の

許可手数料をご負担いただきます。

- (3) 本市が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等（以下「市作成印刷物」という。）への愛称の表記

※表記の方法や作成については、本市に一任するものとします。

- (4) パートナーが作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等におけるパートナーであることの周知

- (5) 契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合における優先交渉権

- (6) その他、ネーミングライツを活用したイベントの開催等、希望される特典があれば提案してください。

7. 費用負担

区分	負担者
園名板及びパートナー案内板のデザイン作成	パートナー (※1)
愛称看板（園名板除く）の新設（維持管理を含む）(※2)	パートナー (※1)
契約期間終了後の原状回復	パートナー (※1)
契約後に行う市作成印刷物等の表記	成田市 (※3)

※1 ネーミングライツに係る命名権料の他に別途費用負担が必要です。

※2 愛称看板の新設については、設置の可否及び愛称看板の規格も含めて、パートナーと本市との協議により決定します。

※3 愛称の使用開始以降に開催されるイベントであっても、パートナー決定時に、イベント主催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表記することはできません。

8. 知的財産権

- (1) 知的財産権の帰属

愛称に関する知的財産権は、パートナーに帰属するものとしますが、本市及びイベント主催者等の施設使用者が無償で使用することを認めるものとします。

- (2) 商標

付与する愛称については、申込を行う前に商標登録など、他者の権利を侵害していないことを確認してください。

- (3) 紛争の解決

本件愛称に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、パートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。

9. 応募資格

募集の目的に賛同する法人であること。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は応募できません。

- ①成田市広告掲載基準第4条に該当する場合
- ②国税，地方税に未納がある場合
- ③その他，ネーミングライツ・パートナーとして相応しくないと本市が認めた場合

10. スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年3月17日(月) |
| (2) 質問の受付期限 | 令和7年4月18日(金) |
| (3) 質問に対する回答 | 随時(※最終回答日 令和7年4月25日(金)) |
| (4) 申込書の提出期限 | 令和7年5月2日(金) |
| (5) 選定委員会の開催 | 令和7年5月下旬 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年6月中旬 |
| (7) 契約協議・契約の締結 | 令和7年6月中旬～7月上旬 |
| (8) 施設表示などの変更 | 契約の締結日の翌日以降 |
| (9) 愛称の使用開始 | 令和7年10月1日開始予定 |

11. 応募の手続き

(1) 応募方法

京成成田駅東口ポケットパークネーミングライツ・パートナー申込書(別紙1)に必要な事項を記入し、次の①から④までに掲げる書類を添付の上、持参又は郵送により提出してください。

- ①法人の概要がわかる書類
- ②直近3か年の決算報告を示した書類
- ③登記事項証明書(現在事項全部証明書)
- ④「未納の税額がないこと」の証明書
 - ・国税に未納がないことの証明書(納税証明書 その3の3)
 - ・地方税に未納がないことの証明書

(地方税に未納がないことの証明書が提出できない場合は、申請法人の所在地の地方税の納税証明書※直近2年分。)発行日から3カ月以内のものに限る。

(2) 提出部数

各1部

(3) 募集期間等

- ① 令和 7 年 3 月 17 日（月）から令和 7 年 5 月 2 日（金）まで応募を受け付けます。
- ② 持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで
- ③ 郵送の場合は、最終日の当日消印有効

(4) 提出先

〒286－8585

千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市都市部 公園緑地課 計画係

(5) 質問の受付、回答

本件に係る質問は、以下のとおり受け付け、回答します。

- ① 質問方法：ネーミングライツ質問票（別紙 2）に記入した上で、下記②に記載のメールアドレスに下記③に記載した件名で、電子メールを送信してください。
- ② 電子メールアドレス：koen@city.narita.chiba.jp
- ③ 電子メールの件名：ネーミングライツ・パートナー質問書（法人名）
- ④ 質問受付期間：令和 7 年 3 月 17 日（月）～4 月 18 日（金）
- ⑤ 質問事項への回答は、令和 7 年 4 月 25 日（金）までに本市ホームページ上に掲載します。

(6) 留意事項

- ① 申込みに係る必要な経費（郵送費等）は、申込者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出書類は、返却しません。また、必要に応じて複写を行います。
- ④ 提出書類は、ネーミングライツ・パートナーの審査目的以外には使用しません。
- ⑤ 提出書類は、成田市情報公開条例（平成 17 年条例第 52 号）の規定に基づき公開することがあります。
- ⑥ 応募の時点で、この募集要項の全ての記載事項に同意したものとみなします。
- ⑦ 郵送の不着を理由とする提出期限の延長は認めません。

1 2. パートナーの選定方法

(1) 選定委員会による審査及び優先交渉権者の決定

- ① 本市が設置する選定委員会において、下表の項目について審査を行い、採点のうえ、優先交渉権者を決定します。なお、選定の結果は、全ての

応募者に文書で通知します。

審査区分	審査項目
法人の状況	法人の財務状況・法令順守・社会貢献・応募の動機等
愛称名	愛称名が本市の施設としてわかりやすいか。 本市の施設としてのイメージにふさわしいか。
命名権料の応募金額	他の応募者との比較
設定期間	他の応募者との比較
地域貢献等	地域貢献や振興等に対する理念、活動実績及び今後の計画

- ② 審査は、書類審査及び応募者から応募の動機や社会貢献についての熱意を直接お伺いします。選定委員会には担当者様の出席をお願いします。
- ③ 選定委員会は、応募者が1者である場合、又は、失格その他の理由により1者となった場合においても審査を行い、優先交渉権者を決定します。
- ④ 優先交渉権者の決定の結果の通知後は、特段の事由がない限り、辞退出来ません。
- ⑤ 本市は、優先交渉権者と契約の交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、パートナーを決定します。

なお、優先交渉権者との間で、契約内容について合意の可能性がないと本市が判断した場合、本市は優先交渉権者と契約の交渉を打ち切るとともに優先交渉権者の決定を取消し、次点の候補者と契約の交渉を行うものとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーとして決定した場合は、決定した法人名、京成成田駅東口ポケットパークの愛称名、予定命名権料等について、本市のホームページ等において公表します。

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し

ネーミングライツ・パートナーの決定後、応募資格に該当しないこととなった場合、第三者の知的財産権を侵害するおそれがあることが判明した場合又はパートナーとして相応しくない事情が生じたことにより、契約の締結が困難であると本市が判断した場合は、パートナーの決定を取り消すことがあります。なお、これにより生じた損失等については、本市は一切の責任を負いません。

1 3. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーとして決定後、本市とパートナーとの間で契約を締結します。

(2) 契約の変更

本市及びパートナーは、災害その他やむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、双方協議のうえ、契約内容を変更することができます。

(3) 契約の解除

契約の締結後に、応募資格に該当しないこととなった場合、第三者の知的財産権を侵害するおそれがあることが判明した場合又はパートナーとして相応しくない事情が生じたことにより、契約の維持が困難であると本市が判断した場合は、本市は契約を解除する場合があります。この場合において、原状回復に係る経費は、パートナーの負担とします。

1 4. 命名権料の使途

命名権料は、成田市が管理するポケットパークを含めた緑地の維持管理費用に充てます。

1 5. その他

募集の中止等

災害等その他やむを得ない理由により本募集及び選定を公平に執行することができないと認められるときは、中止する場合があります。その場合において、応募にかかわるすべての経費は本市に請求できないこととし、加えて異議申し立てをすることもできないものとします。

1 6. 問い合わせ先

成田市 都市部 公園緑地課 計画係

電 話：0476-20-1562

F A X：0476-22-4493

E-mail：koen@city.narita.chiba.jp

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

※午前 9 時から午後 5 時まで